

不健全指定がん具類・刃物

不健全指定がん具類

指定 番号	品名	形状及び構造等	告示年月日
1	通称 エアガン	<p>圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他の反動力を利用し弾丸を発射させるもので、当該がん具銃用の弾丸を装填して水平斜角で発射した場合において、銃口から50センチメートルの地点における弾丸の運動エネルギーが0.135ジュールを超えるもの</p> <p>※0.135ジュールを超えるものとは、おおむね銃口から3メートルの距離にある四隅を支え持った状態の新聞紙5枚を貫通する力に相当するもの</p>	東京都告示第1492号 平成17年12月22日

不健全指定刃物

指定 番号	品名	形状及び構造等	告示年月日
1	通称 ペンナイフ(仕込み式)	<p>刃物を収納している状態又はポケットなどに差している状態において、外見上ボールペン、万年筆等の筆記具の形状を有する構造のナイフ(筆記具の機能を併せ持つものを含む。)で、かつ、刃体の先端が鋭く、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第102条第1項の規定により測定した刃体の長さが6センチメートルを、刃体の最大の厚みの部分が0.15センチメートルをそれぞれ超えるもので、材質が金属で作られているもの</p>	東京都告示第89号 平成17年1月25日 (改正: 東京都告示第1523号 平成24年10月19日)
2	通称 バタフライナイフ	<p>折りたたみ式ナイフのうち、刃体と柄との結合部の軸を中心として2つの柄が分かれて回転することにより、刃体が現れ、又は収納することができる構造を有し、かつ、刃体の先端が鋭く、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第102条第1項の規定により測定した刃体の長さが6センチメートルを、刃体の最大の厚みの部分が0.15センチメートルをそれぞれ超えるもので、材質が金属で作られているもの</p>	東京都告示第1159号 平成20年9月12日 (改正: 東京都告示第1524号 平成24年10月19日)
3	通称 ・ダガー ・ブーツナイフ ・プッシュダガー ・ダイバースナイフ ・スローイングナイフ	<p>刃体が剣のような外観を有し、鑢(しのぎ)を境として左右対称の刃を有する構造のナイフで、かつ刃体の先端が鋭く、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第102条第1項の規定により測定した刃体の長さが6センチメートルを、刃体の最大の厚みの部分が0.15センチメートルをそれぞれ超えるもので、材質が鋼又はこれと同等程度の物質的性能を有する材質で作られているもの。</p>	東京都告示第1159号 平成20年9月12日 (改正: 東京都告示第1524号 平成24年10月19日)